

このう災害復旧ローン ＜能登半島地震＞ 商品概要書

商 品 名	災害復旧ローン
ご利用いただける方	・満 20 歳以上である方・安定継続した収入がある方（派遣社員・パート等の非正規社員で、安定継続した収入がある方）で「令和 6 年能登半島地震」に伴い被害を受けた方 ・次のいずれにも該当しない方（仮差押・差押もしくは競売の申請または破綻・民事再生手続開始等の申立があった方、租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた者方、延滞債務のある方、手形交換所の取引停止処分があった方、信用を失墜した方、制限行為能力者である方、反社会的勢力） ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者
お 使 い み ち	・被災からの生活再建にかかる次の資金であり、支払先に振込できる（融資額 100 万円までは協議のうえ振込しなくても可とする） ① 申込人または申込人の家族（配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫）が生活再建のために必要とする資金で次のいずれかに該当するもの a. 自動車関連資金（オートバイ、自転車を含む） 購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可）、車検・修理費用、パーツ・オプションの購入・取付費用、自動車保険費用、運転免許取得費用、車庫設置費用、電気自動車用充電設備の購入・設置費用 b. 教育関連資金 ・就学する学校等への納付金（最長 1 年分） ・就学にかかる付帯費用（最長 1 年分、100 万円以内） ※就学日時点で、支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 c. 住宅・リフォーム関連資金 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用 ※売買契約や工事請負契約時に支払う手付金・契約金で、申込日時点で支払日から 3 ヶ月以内のものに限り支払済資金も可 ② 申込人が当金庫から借り入れた証書貸付型消費者ローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※フリーローンを除く ※①と合わせた申込みに限る
ご 融 資 金 額	・1,000 万円以内（1 万円単位）
ご 融 資 方 法	・証書貸付（融資種別コード 262313（生活再建）、263313（教育関連））
ご 融 資 期 間	・3 カ月以上 15 年以内
ご 融 資 利 率	通常利率 【変動金利型】 0.900% ご融資後は毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日の年 2 回基準金利（当金庫所定の金利）を見直し、4 月 1 日基準の利率は 6 月、10 月 1 日基準の融資利率は 12 月のご返済日の翌日より新利率を適用します。
ご 返 済 方 法	・毎月元利均等返済もしくは元金均等返済（元金の 50% までボーナス併用返済可） ※元金返済据置期間 1 年以内
保 証 人 ・ 担 保	・不要
保 証 料	・ご融資利率に含まれています。
保 証 会 社	・一般社団法人しんきん保証基金
手 数 料	・返済条件の変更、繰上償還等に際しては当金庫所定の手数料が必要です。
必 要 書 類	☐ 本人確認書類(写) ・運転免許証(表裏) 運転免許証（表裏）。運転免許証を取得していない場合、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）、運転経歴証明書（表裏）のいずれか ☐ 資金使途確認書類 ・見積書、注文書、請求書等 ・保証金額 100 万円以内に限り、パンフレット、信用金庫による聴取メモでも可 ・支払済資金の場合、領収書、通帳等 ・資金使途②の場合、融資残高確認書類

	□ 年収確認書類(写)※ *保証金額が100万円以下の場合不要 ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか(支払調書は不可。また、前勤務先からの収入は年収とはなりません) ・勤続2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可 ・年金受給者の場合、年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳・電算機打出資料(前年1月～12月に振り込まれた年金額が確認できるもの)のいずれか ・産前後休業中または育児休業中の場合、休業前年の公的所得証明書または源泉徴収票、公共職業安定所(ハローワーク)から交付される育児休業給付支給資格確認通知書または育児休業給付金支給決定通知書のいずれか □ 被災状況確認書類 *保証金額500万円超に該当する場合 ・指定災害の被災者であることにつき市町村長等が証明した書類(罹災証明、被災証明等) *保証金額500万円以下であっても被災者であることを聴取致します
そ の 他 参 考 事 項	・保証会社の審査結果によっては、お客様のご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
苦情処理措置および紛争解決措置	・苦情処理措置（本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部_リスク管理部門（9：00～17：00、電話：0768-62-8207）にお申し出ください。）・紛争解決措置（金沢弁護士会（電話：076-221-0242）、富山県弁護士会（電話：076-421-4811）、福井弁護士会（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が運営する仲介センター等の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、総合企画部_リスク管理部門または全国しんきん相談所（9：00～17：00、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申立ていただくことも可能です。

